

# 令和 年度版 未登記土地解消の手引き(2項道路)

建築基準法第42条第2項に定められた道路(2項道路)の場合、道路の中心線から一定距離の後退(セットバック)の必要があることから、セットバック部分内の未登記土地の場合、本事業のご利用は可能ですが、当課から申請者様へ「分筆登記相当額」のお支払いはありませんのでご注意ください。

## 1. 概要

境界確定申請に伴う測量の際、館林市都市建設部道路河川課(以下「当課」という。)所管の道路敷内に存する土地のうち私人を所有者として登記されている土地(以下「未登記土地」という。)が発見され以下の条件を満たす場合、当課が所有権移転登記を実施して未登記土地を解消する事業です。



## 2. 条件

測量及び分筆登記費用は申請者様のご負担となります。

- ① 境界確認に伴う測量、添付証明書類等に加えて、当該未登記土地の分筆登記をお願いします。
- ② 当該未登記土地の事務処理上、登記原因を寄附とさせていただきます。
- ③ 当該未登記土地には、電柱、水道メーター、所有権以外の権利(抵当権等)等がない状態にしてください。



## 3. 手続きの流れ

必ず事前相談してください。

- ① 申請者(申請者代理人)様から境界確定申請事前相談時に未登記土地の相談がある
- ② 本事業に該当するか当課内で検討する
- ③ ②の結果を当課が申請者(申請者代理人)様に伝え、本事業に該当する場合、本手引きと所定の様式を申請者(申請者代理人)様に交付する
- ④ 上記条件を満たせるか申請者(申請者代理人)様が検討する
- ⑤ ④の結果を申請者(申請者代理人)様が当課に伝える
- ⑥ 申請者(申請者代理人)様が上記条件を満たせる場合、境界立会当日までに所定の様式に記入の上、当課に提出する
- ⑦ 申請者(申請者代理人)様が分筆登記する
- ⑧ 当課が所有権移転登記する



本事業ご利用の場合、必ず境界立会当日までに当課にご連絡ください。

※本事業ご利用のご希望がある場合、下記に事前相談の上、境界立会  
い日までにご連絡ください。

連絡先 〒374-8501 館林市城町1番1号  
館林市道路河川課管理係  
TEL 0276-47-5151(直通)